

運用指針

第2条 -イ

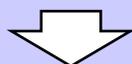
地権者、関係機関などへの提案および協議

道路管理者との協議による市街地案内標識の合併化

市街地案内標識の合併化

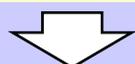
当初計画

単独標識柱 (F型標識柱) で計画



現地調査の実施

当該区間沿線は市街地であるため、既設の大型一般道路標識が情報提供に最適な位置にある。



当初計画の問題点

- ・標識の増加にともなう煩雑化による視認性の問題
- ・標識柱の乱立に対する周辺景観への配慮



既設市街地案内標識への合併化を検討

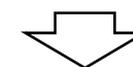


既設市街地案内標識合併化の課題

- 道路管理者との協議
- 道路管理者及び会社の品質性能を満足しているか
- 情報量の減少による視認性及び理解度の低下



当初計画の単独標識



市街地案内標識との合併化標識

市街地案内標識の合併化の課題

課題 道路管理者との協議

一般道の既設市街地案内標識と高速道路の単独標識の設置計画について、煩雑化による視認性の低下や周辺景観への配慮から、現地状況の写真やレイアウト図をもとに道路管理者へ標識の合併化の提案を行った。

また、標識の合併化箇所にて、道路管理者と立会確認を行い、新たなICへの効果的な案内誘導が行えるように協議及び検討を実施。

首都圏中央連絡自動車道 八王子JCT～あきる野IC		
最終協議日	協議道路管理者名	協議回数
H18.5.22	八王子市	3
H18.7.12	東京都南多摩西部建設事務所	3

中部横断自動車道 増穂IC～南アルプスIC		
最終協議日	協議道路管理者名	協議回数
H18.10.10	国土交通省甲府河川国道事務所	3
H18.11.7	山梨県中北建設事務所	3
H18.11.7	山梨県峡南建設事務所	3
H18.11.30	増穂町	3
H18.11.13	市川三郷町	3
H18.11.13	身延町	3

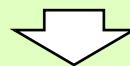
協議の結果：一般道の既設市街地案内標識への合併化で道路管理者が了解

市街地案内標識の合併化の課題

課題 道路管理者及び会社の品質性能を満足しているか

一体化(リベット止)

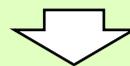
反射シートについては、封入レンズ型反射シートの緑色および白色を使用



会社として求める規格を満足している

寸法・形状規格

項目	適用基準	内容	種類・規格	備考
標識板	JIS H 4000	アルミニウム板	A 5052 P	板厚2mm以上
リブ材	JIS H 4100	アルミニウム押出形材	A 6063 S	
ボルト・ナット	JIS B 1051 JIS B 1052	鋼製ボルト 鋼製ナット		ナットについてはゆるみどめナット
ボルト・ナット防錆処理	JIS H 8641	溶融亜鉛めっき	2種HDZ35	

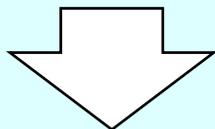


各道路管理者と協議し、道路管理者の定める規格を満足している

市街地案内標識の合併化の課題

課題 情報量の減少による視認性及び標識の理解度

設置後1年経過



視認性等についての改善要望は出ていない



市街地案内標識への合併化による視認性及び標識の理解度には問題がない



合併化の状況

市街地案内標識との合併化により、単独標識柱が不要になったことによる材料費及び施工費の縮減
上記のコスト縮減以外のメリット

・一般道路管理者による維持管理 維持管理費を低減

経営努力要件適合性の認定について

市街地案内標識の合併化について、道路管理者と協議を行なったことは、**会社の主体的な提案および協議によるものである。**

運用指針第2条第1項第1号イに該当

市街地案内標識と合併化することによる材料費及び施工費の縮減



会社の経営努力によるものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議